

奈良県耕畜連携モデル推進会議設置要領

(背景・目的)

第1 主食用米の需要が減少し、主食用米からの転換・水田農業のあり方が本県農政の長年の課題であったことに加え、昨今では地政学的な国際情勢や為替レートの変化等を背景に肥料・飼料価格が高騰し、今改めて耕畜連携の取組が注目を集めている。また、耕畜連携の取組は、環境負荷の軽減に繋がり持続可能な農業に寄与し、国が推進する「みどりの食料システム」の理念の実現の観点からも重要性が増している。

翻って本県における飼料作物の生産実態を見ると、肉用牛・乳用牛向けの稻発酵粗飼料（以下「稻WCS」という。）を中心であり、また、その大宗は、行政や農協を介して飼料需給の調整・マッチングを行っているため、耕畜連携の本来の目的である、耕種農家と畜産農家との連携が十分に図られていないといった課題がある。

このような現状を踏まえ、本県における耕種農家と畜産農家の連携を強化し、飼料作物と堆肥を循環させる耕畜連携の取組を促進するため、奈良県耕畜連携モデル推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

推進会議では、地域の実態や課題を明らかにした上で、耕種側と畜産側の認識の共有・相互理解を深めることを主目的としつつ、耕畜連携の取組強化を図るための支援体制のあり方や持続的な取組拡大に向けた支援策のあり方についても議論する。

(所掌事項)

第2 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 耕畜連携に関する農畜産業者の取組に関すること
- (2) 行政・団体が行う耕畜連携に関する支援策に関すること
- (3) 耕畜連携に関する支援体制に関すること

(構成員)

第3 推進会議は次に掲げる者で構成する。

- (1) 近畿農政局
- (2) 奈良県（食農部関係課（農業水産振興課、畜産課等）、各農林（農業）振興事務所、農業研究開発センター、畜産技術センター）
- (3) 奈良県内で参加を希望する市町村

- (4) 奈良県農業協同組合
- (5) 奈良ジェイエイサービス株式会社
- (6) 奈良県畜産農業協同組合
- (7) 一般社団法人奈良県畜産会
- (8) 一般社団法人奈良県配合飼料価格安定基金協会
- (9) 耕畜連携に取組中または関心がある農畜産業者や集落営農組合等
- (10) 学識経験者

(座長)

第4 推進会議に座長を置き、構成員の互選により定める。

2 座長は、推進会議の議長となる。

3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5 推進会議は、座長が招集する。

2 推進会議は、座長が必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。

3 耕畜連携の取組を広く周知し、その機運を盛り上げる観点から、推進会議は基本的に公開とし、会議資料及び議事概要は後日、奈良県ホームページに掲載する。

4 座長が適当と認めたときは、会議の全部または一部を非公開とする。

(事務局)

第6 推進会議の事務局は、奈良県畜産農業協同組合、奈良県農業協同組合等の協力の下、奈良県食農部農業水産振興課及び畜産課が担当する。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は、令和5年2月8日から施行する。

附則 (一部改正) この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

奈良県耕畜連携モデル推進会議設置要領の一部改正について

○改正理由

令和6年4月1日の奈良県の組織改正（「食と農の振興部」から「食農部」への名称変更）に伴い、所要の改正を行うもの。

○改正内容（新旧対照表）

改 正 後	改 正 前
第1～第2 略 (構成員) 第3 推進会議は次に掲げる者で構成する。 (1) 近畿農政局 (2) 奈良県（ <u>食農部</u> 関係課（農業水産振興課、畜産課等）、各農林（農業）振興事務所、農業研究開発センター、畜産技術センター） (3)～(10) 略	第1～第2 略 (構成員) 第3 推進会議は次に掲げる者で構成する。 (1) 近畿農政局 (2) 奈良県（ <u>食と農の振興部</u> 関係課（農業水産振興課、畜産課等）、各農林（農業）振興事務所、農業研究開発センター、畜産技術センター） (3)～(10) 略
第4～第5 略 (事務局) 第6 推進会議の事務局は、奈良県畜産農業協同組合、奈良県農業協同組合等の協力の下、奈良県 <u>食農部</u> 農業水産振興課及び畜産課が担当する。	第4～第5 略 (事務局) 第6 推進会議の事務局は、奈良県畜産農業協同組合、奈良県農業協同組合等の協力の下、奈良県 <u>食と農の振興部</u> 農業水産振興課及び畜産課が担当する。
第7 略 附則 この要領は、令和5年2月8日から施行する。 附則（一部改正）この要綱は、令和6年4月1日から施行する。	第7 略 附則 この要領は、令和5年2月8日から施行する。